

令和元年八千代市農業委員会

第 12 回総会議事録

八千代市農業委員会

◆令和元年八千代市農業委員会第12回総会議事日程

開催日時	令和元年12月9日(月)午後1時30分～午後3時30分
開催場所	八千代市役所新館6階 第4会議室
日程第1	議事録署名人の選任
日程第2	議案上程(議案第1号～第5号, 報告第1号～第3号)
日程第3	議案審議及び採決

◆議 題

議案第1号	農地法第4条の件(県許可分)
議案第2号	農地法第5条の件(県許可分)
議案第3号	農用地利用集積計画審議の件(農業経営基盤強化促進法)
議案第4号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件
議案第5号	農地台帳に関する調査について
報告第1号	会長決裁事項の報告 農地の転用事実に関する照会の件
報告第2号	事務局長専決事項の報告 農地法第4条届出書の件
報告第3号	事務局長専決事項の報告 農地法第5条届出書の件

◆出席農業委員 (12名)

1 立石 猛	2 齋藤 孝一	3 黒崎 玲子
4 小名木 伸雄	5 加茂 太郎	6 將司 実
7 江野澤 隆之	8 浅野 正夫	9 深山 信夫
10 石井 忠徳	11 立石 勝則	
14 間野 恵一		

(欠席委員: 12 萩原 直也 13 川嶋 和義)

◆出席農地利用最適化推進委員 (12名)

1 島村 隼人	2 山崎 良弘	4 今井 茂
5 志田 啓佑	6 鈴木 勉	7 石井 孝治
8 村田 一夫	9 立石 輝雄	10 安原 清
11 立石 秀夫	12 長岡 勇	13 蜂谷 與

(欠席委員：3 市 川 和 彦)

◆事務局 (4名)

局長 齋藤 万里子 次長 石原 雄二 主査補 青木 重憲
主事 樽見 侑樹

◆総会議事録

議長	皆さん、こんにちは。 ただ今出席されております，農業委員は12名，推進委員は12名です。 農業委員定数の過半数に達しておりますので，本日をもって招集されました令和元年八千代市農業委員会第12回総会は成立いたしました。
議長	ただ今から開会します。 ◆日程第1，議事録署名人の選任を行います。 お諮りします。 議事録署名人は議長において指名することに，異議ありませんか。 【「異議なし」の声あり】
議長	異議なしと認め，指名します。 7番 江野澤委員，8番 浅野委員，両委員にお願いします。
議長	◆日程第2，議案第1号から議案第5号及び報告第1号から報告第3号をもって，本日の議題とします。 この際，お手元に配付してあります文書により，朗読は省略しますので，ご了承ください。
議長	◆日程第3，これより議案の審議及び採決を行います。 議案の審議及び採決は，議案第1号より逐次行います。
議長	●議案第1号 農地法第4条の件，県許可分， 1番 申請人の出頭を願います。 【1番 申請人入室】
議長	申請人及び申請代理人の方ですか。
申請人 代理人	はい。 はい。
議長	それぞれお名前をお願いします。

<p>申請人 代理人</p>	<p>〇〇です。 娘の〇〇です。 千葉測量企画株式会社の〇〇です。同じく〇〇です。 大東建託株式会社の〇〇です。</p>
<p>議長</p>	<p>申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明を願います。</p>
<p>次長 局長</p>	<p>議案朗読（1番） 本件につきましては、11月29日、地区担当の浅野委員、村田推進委員と12月の現地調査班で調査を行いました。 場所につきましては、案内図1ページをご覧ください。島田台神明脇の畑で、国道16号線島田台交差点の西約180メートルに位置しています。また、土地利用計画図は2ページにありますので、併せてご覧ください。 申請理由は、申請人が所有地の有効利用について検討した結果、既に隣接地で長屋住宅を営んでいることから、自己所有の畑に長屋住宅の建設を計画したいとするものです。 土地の選定理由につきましては、自己所有地で建築可能な土地を検討したところ、土地の形状が建設に不向きであることや、面積が建設規模を満たさないことから、申請地でなければ転用目的が果たせないため、選定したとのことです。 転用許可基準である立地基準につきましては、まず農地区分につきましては、当該地は、農用地ではないこと、また、農地の集団規模が10ヘクタール未満であること、市街地化の傾向が著しい宅地区域ではないことから、第1種農地及び第3種農地にも該当しないため、第2種農地と判断される土地であります。第2種農地は許可基準について土地の代替性が問われるものですが、提出された申請書を確認したところ、自己所有地において計画施設の条件に適した土地がないことを確認しています。 もう一つの転用許可基準である一般基準につきましては、申請目的実現の確実性として、転用行為に必要な資力は、融資証明願で確認しています。転用行為の妨げとなる権利の有無につきましては、借受人はおりません。 周辺農地の営農条件への支障につきましては、隣接に農地がありますが、土砂等の流出がないように開発を行うとのこと。また、土地所有者から同意書を得ていること。上水道につきましては、市営水道より給水するとのこと。雨水排水につきましては、開発区域内に浸透施設を設置し、オーバーフロー分を既</p>

	<p>設のU字溝へ放流し、汚水及び雑排水につきましては、合併処理浄化槽にて処理し、こちらもU字溝へ放流すること。工事中は、申請地の境界に擁壁及びフェンスを設置し被害防除を図ることをそれぞれ確認しています。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認をしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。村田推進委員どうぞ。</p>
村田推進委員	<p>去る11月29日に現地調査を行いました。現地は耕うんされ、適切に管理されている状態でした。また、先ほど事務局から説明があったとおり、申請地周辺の自己所有地については、計画施設の条件に適した土地がないため、今回の申請について転用は止むを得ないと考えます。</p> <p>委員の皆さんのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。間野委員どうぞ。</p>
間野委員	<p>隣接地で現在長屋住宅を営んでいるとのことですが、入居率はどのくらいですか。また、今回の長屋住宅の入居者はどのような方をターゲットにしているのでしょうか。</p>
代理人	<p>入居率は100パーセントです。今回の入居者としては、若い世代の2から3人の世帯を考えています。</p>
間野委員	<p>土地利用計画図を見ると、入居者の割には駐車場の台数が多いように見えますが、台数の算定根拠を教えてください。</p>
代理人	<p>隣接地の既存の棟の駐車場の部分が、今回の計画の通路として取り込んであるので、既存の棟の入居者用の駐車場も含むためこの台数になってしまうという事です。</p>
議長	<p>予定地の畑には段差があり、現地調査の際に盛土をするという話でした。下水は相当土を盛らないと流れないと思いますが、どの位土を入れるのですか。</p>
代理人	<p>約80センチの盛土を考えています。</p>

議長	その場合は市の残土条例の関係は大丈夫ですか。
事務局	盛土の面積が 500 平方メートルを超えるとクリーン推進課への手続きが必要ですが、今回は切土・盛土で造成面積 330 平方メートルと聞いています。
議長	石井推進委員どうぞ。
石井推進委員	計画図を見ると緑地帯がありますが、この目的と芝生なのか樹木なのか教えてください。
代理人	緑地面積は、緑化基準に定められている面積です。内容は高木 25 本と残りは低木になります。
石井推進委員	隣が農地なので、あまり高くなる木の植栽はしないよう要望します。
代理人	わかりました。
議長	工事中は今使っている駐車場はどうするのですか。
代理人	自宅の敷地内に使っていない場所があるので、一時的にそちらに駐車するように計画しています。
議長	他に質疑ありますか。小名木委員どうぞ。
小名木委員	案内図と計画図の土地の形が違うので、位置関係が良く分からないので説明してください。
事務局	【案内図で説明】
議長	他に質疑ありますか。
	【「なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦労様でした。申請人及び申請代理人は退場してください。

議長	<p>【1番 申請人退室】</p> <p>これより議案第1号について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p>
議長	<p>【「討論なし」の声あり】</p> <p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第1号について、申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>【挙手】</p> <p>挙手、全員であります。 よって、議案第1号については、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>●議案第2号 農地法第5条の件、県許可分、 1番 申請人の出頭を願います。</p>
議長	<p>【1番 申請人入室】</p>
議長	<p>申請人の方ですか。</p>
申請人	<p>はい。</p>
議長	<p>お名前をお願いします。</p>
申請人	<p>〇〇です。</p>
議長	<p>申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明を願います。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（1番） 本件につきましては、11月29日、地区担当の鈴木推進委員、12月の現地調</p>

	<p>査班で調査を行いました。</p> <p>場所でございますが、案内図3ページをご覧ください。大和田新田八幡後の畑で八千代緑が丘駅の南西約700メートルに位置しております。土地利用計画図は次の4ページにありますので併せてご覧ください。</p> <p>申請理由は、申請地は土地利用計画図のと通りの駐車場用地計画があり、申請地南側で活動している少年野球チームから、指導者や保護者が使用する駐車場が不足しているため駐車場として使用したい旨の要望があったため、不足分の5台分を貸駐車場として転用申請したいとするものです。</p> <p>転用許可基準である立地基準につきましては、まず農地区分につきましては、当該地は、農用地ではなく、市街地化の傾向が著しい区域内にあり、住宅、事業用施設などが連たんしている区域にあたるため、第3種農地と判断される土地です。第3種農地は原則許可となります。</p> <p>もう一つの転用許可基準である一般基準につきましては、申請目的実現の確実性として、転用行為に必要な資力は、残高証明書で確認しています。転用行為の妨げとなる権利の有無につきましては、借受人はおりません。</p> <p>周辺農地の営農条件への支障につきましては、隣接に農地はありませんが、隣接の宅地に影響のないよう土留めを設置し、土砂の流出がないよう対策をすることを確認しています。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認をしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>鈴木推進委員どうぞ。</p>
鈴木推進委員	<p>去る11月29日に現地調査を行いました。現地は草刈りされ、適切に管理されている状態でした。</p> <p>また、先ほど事務局から説明があったとおり、申請地は市街地化の傾向が著しい区域内であり、駐車場を設置してほしい旨の要望があるとのことですので、今回の申請について転用は止むを得ないと考えます。</p> <p>委員の皆さんのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。小名木委員どうぞ。</p>
小名木委員	<p>今回、所有権移転を経て、貸駐車場として使うとのことですが、自宅は近くにあるのですか。</p>

申請人	いえ、離れています。なのでこの土地を少年野球の関係者の駐車場としてお貸ししたいということです。
小名木委員	少年野球に貸すことになった経緯を説明していただけますか。
申請人	<p>この土地の亡くなる前の所有者と売買契約を交わしていました。代金は支払いしましたが農転の許可申請をする前に亡くなられてしまったので、相続人との間でいろいろ動いてはいたのですが、進捗がなかったため、この度裁判所に契約の有効性について認めてもらったところです。</p> <p>以前から年に何回か草刈りに行っていますが、今年の5月頃近くのグラウンドで少年野球をしている役員から、駐車場を探しているのを車置きかせてもらいたいとの話がありましたので、駐車場として整備し、無償で貸したいと考え申請しました。</p>
小名木委員	野球場はこの土地の南側にあるということですが、そこに車が入りきれないために駐車場として無償で貸すということですね、わかりました。
議長	現地調査の際、隣が空き家になっていたようですが、間口が狭い土地だったので、そちらの工事の際に利用してもらうような考えはないのですか。
申請人	そういう考えはありません。少年野球の駐車場として利用する考えです。
議長	他に質疑ありますか。
	【「なし」の声あり】
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>ご苦労様でした。申請人は退場してください。</p>
	【1番 申請人退室】
議長	<p>これより議案第2号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	【「討論なし」の声あり】

議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。</p>
議長	<p>議案第2号について、申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第2号については、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>●議案第3号 農用地利用集積計画審議の件については申請が9件ありますが、申請番号9番は委員が申請に関係しています。議案に関係する委員については、農業委員会等に関する法律第31条及び八千代市農業委員会会議規則第20条の規定により、議事に参与することができないとされていることから、申請番号1番から8番の審議・採決を行った後、9番について審議・採決を行います。</p>
議長	<p>それでは、議案第3号中1番から8番について、審議・採決を行います。 事務局より概要の説明を願います。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（1番及び2番） それでは、お手元の資料で右上に「別紙1」と書いてあります、令和元年第12回総会議案第3号案内図の1、2ページをご覧ください。 本件の申請内容につきましては、場所は島田西台の畑3筆で、睦浄水場の北東約600メートルに位置しています。 借受人の申請理由は、使用貸借権の再設定です。 貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 利用集積計画要件の、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありませんが、貸付地があります。この筆は法人島田に貸し付けており、適切に耕作されているため問題なしと判断します。 常時従事要件につきましては、従事日数は300日となっており、150日以上を満たしています。 説明は以上です。</p>

<p>次長 局長</p>	<p>議案朗読（3番から5番） 続きまして、案内図の3～5ページをご覧ください。 本件の申請内容につきましては、場所は佐山西の下外の田6筆で、佐山橋から南西約400メートル及び、神崎橋から南東約500メートルに位置しています。 借受人の申請理由は、賃貸借権の再設定です。 貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 賃料は、申請番号3番につきましては年間で11万円に加え米600キログラム、4番及び5番につきましては1反あたり、米60キログラムです。 利用集積計画要件の、全部効率利用要件につきましては、遊休農地及び貸付地はありません。 常時従事要件につきましては、従事日数は200日となっており、150日以上を満たしています。 説明は以上です。</p>
<p>次長 局長</p>	<p>議案朗読（6番から8番） 続きまして、案内図の6～8ページをご覧ください。 本件の申請内容につきましては、場所は保品寺下外の田10筆で、阿宗橋から西約400メートル付近及び、八千代市少年自然の家から東約300メートル付近に位置しております。 借受人の申請理由は、賃貸借権の設定です。 貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 賃料は、1反あたり、米1.5俵です。 利用集積計画要件の、全部効率利用要件につきましては、遊休農地及び貸付地はありません。 常時従事要件につきましては、従事日数は150日となっており、150日以上を満たしています。 説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは一括して質疑を行います。 質疑ありませんか。</p>
<p>今井推進委員</p>	<p>確認ですけれども、申請番号3番の方は9反で11万円と米600キロということですが、11万円ですと米8俵相当で1反あたり2俵の計算になります。他の案件と倍近く違いますが、どちらが正しいのでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局どうぞ。</p>

事務局	土地の改良賦課金や空散費，水利費等で 11 万円とのこと。
局長	農政課の方で受付して，農業委員会に審議の依頼が来るものですから，その時わからなかったので，農政課から申請人の方に確認していただいたら，そのような回答だったとのことですので，加えて説明させていただきます。
今井推進委員 議長	貸人がその 11 万円で賦課金や空散費等を払うようなことなのでしょうね。 他に質疑ありませんか。
	【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め，質疑を終わります。 これより議案第 3 号中 1 番から 8 番について，討論・採決を行います。 討論ありませんか。
	【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め，討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第 3 号中 1 番から 8 番について，原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	【挙手】
議長	挙手，全員であります。 よって，議案第 3 号中 1 番から 8 番については，原案のとおり決定しました。
議長	次に，議案第 3 号中 9 番について，審議・採決を行います。 それでは，〇〇委員の退席を求めます。
	【〇〇委員退席】
議長	議事を進めます。 事務局より概要の説明を願います。

<p>次長 局長</p>	<p>議案朗読（9番） 続きまして、案内図の9ページをご覧ください。 本件の申請内容につきましては、場所は神野花山の田で、神野の公会堂から北東約280メートルに位置しています。 借受人の申請理由は、賃貸借権の設定です。 貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 賃料は、1反あたり、米1.5俵です。 利用集積計画要件の、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はございませんが、貸付地があります。この筆は同じ集落の専業農家に貸し付けており、適切に耕作されているため問題なしとしております。 常時従事要件につきましては、従事日数は200日となっており、150日以上を満たしています。 説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑を行います。 質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより議案第3号中9番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第3号中9番について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
<p>議長</p>	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第3号中9番については、原案のとおり決定しました。 ○○委員、入室願います。</p>

	<p>【〇〇委員入室】</p>
<p>議長</p>	<p>議事を進めます。</p> <p>●議案第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件、事務局より概要の説明を願います。</p>
<p>次長 局長</p>	<p>議案朗読（1番）</p> <p>本件につきましては、11月29日、地区担当の蜂谷推進委員と12月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>相続人の納税猶予が20年の満了を迎えるため、その利用状況の確認を行ったものですが、本件につきましては、現地調査の際に特例農地の一部の所在が確認できず、その事実確認が本総会までに間に合わなかったため、土地の一部を確認中とし、引き続き調査を行いたいと考えています。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今、事務局より説明がありましたように、私も調査班として現地を確認しましたが、一部の土地が確認できない状況でした。</p> <p>したがって、引き続き確認を行うということで、この場での審議を保留とし、次回総会への継続案件としたいと思いますが、異議ありませんか。</p>
	<p>【「異議なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、申請番号1番については、次回総会への継続とします。続きまして、2番について事務局より概要の説明を願います。</p>
<p>次長 局長</p>	<p>議案朗読（2番）</p> <p>本件につきましては、11月29日、地区担当の立石勝則委員、立石秀夫推進委員と12月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>相続人の納税猶予が20年の満了を迎えるため、その利用状況の確認を行ったものです。</p> <p>場所につきましては、現地調査案内図の、6ページをご覧ください。</p> <p>調査の結果につきましては、農地としてそれぞれ適正に管理されていましたが、一部雑草が繁茂しているところがありましたので、草刈し適切に管理するよう指導しました。その後、申請代理人から報告があり、現地を確認したところ指摘事項は改善されておりましたので、利用状況について「議案第4号添付</p>

<p>議長</p>	<p>資料」の1～3ページのとおり、税務署に報告したいとするものです。 説明は以上です。</p>
<p>立石秀夫推進委員</p>	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。 立石秀夫推進委員どうぞ。</p> <p>去る11月29日に現地調査等により確認を行いました。 対象の特例農地は、事務局から説明のあった通り、一部雑草が繁茂しているところがありましたので、草刈し適切に管理するよう指導しました。その後、現地を確認したところ、指摘事項は改善されておりましたので、納税猶予の20年の満了を迎えるにあたって特段問題ないと思われます。 委員の皆さんのご審議、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑を行います。 質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより議案第4号中2番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第4号中2番について、原案のとおり回答することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
<p>議長</p>	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第4号中2番については、原案のとおり決定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>●議案第5号 農地台帳に関する調査について、 事務局より概要の説明を願います。</p>

<p>局長</p>	<p>本件調査につきましては、農地法第 52 条の 2 の規定により調査を行うものでございます。</p> <p>また、併せて行う農地利用意向調査につきましては、同じく農地法第 32 条の規定により、遊休農地の所有者に対し、その農地の農業上の利用の意向についての調査を行うものとされておりますことから、その調査方法について審議をお願いするものでございます。</p> <p>詳細につきましては、担当よりご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【詳細説明】</p>
<p>議長</p>	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。立石勝則委員どうぞ。</p>
<p>立石勝則委員</p>	<p>遊休農地の課税の強化についての説明がありましたが、八千代市の市街化調整区域の一般的な農地の固定資産税はいくらくらいですか。課税強化と言ってもあまり負担にならない金額じゃないですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>調整区域の農地なので、そう高い額ではないと思われませんが、委員の皆さんには農地を荒れたままにしないよう、解消等の方法について助言をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>他に質疑ありますか。小名木委員どうぞ。</p>
<p>小名木委員</p>	<p>去年の調査では、補助票をつけて筆毎の意向を聞いたのですが、今年は従前の調査票に戻ったという事でいいですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>そうです。</p>
<p>小名木委員</p>	<p>農地の利用状況調査に用いる調査票の「農地の現状」「今後の状況」については、去年詳しく聞いた内容が反映されてないのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>現在のシステム上で反映できない事もありますし、1年で意向が変わる可能性もあるので、毎年意向を確認するという事をお願いしています。</p>

小名木委員	去年答えてもらった意向はデータ化していないのですか。
事務局	システムとは別の形でデータ化したものを、現在農政課で地図を作成しております。出来上がるところです。これを人・農地プランにおける地域の話合いに使用していくことで進めています。 去年のような詳細な意向調査は5年毎程度と事務局では考えています。
小名木委員	毎年記入してもらおうのは農家も大変なので、前の年の意向が入った調査票としてもらえないのですか。
事務局	次回実施する調査に向けて、良い方法があるか検討させていただきたいと思います。
議長	他にありますか。今井推進委員どうぞ。
今井推進委員	意向調査の対象になった人が、たまたま利用状況調査の時期は草が茂っていたが、保全管理はしていると言われたらどうしたらよいですか。
事務局	本人の意思を確認いただき、事務局に連絡いただければ、遊休農地ではないとデータを修正します。
議長	小名木委員どうぞ。
小名木委員	高齢者で理解ができず娘さんに連絡をとった場合がありますが、毎年そのようにしないといけないのでしょうか。
事務局	そういう場合は、相談していただければ郵送の方法をとる事もできます。
議長	私から確認したいのですが、農地利用意向調査で「農地中間管理機構の利用」を選んだ場合は勧告の対象とはならないとありますが、遊休農地の状態差は関係ないのでしょうか。
事務局	案内の順序としては、自ら耕作してもらい、耕作できないのであれば借り手を探してもらい、最後に中間管理機構の利用、お願いします。勧告の対象と遊休農地の状態差は関係ありません。

議長	<p>他に質疑ありますか。</p> <p>【「なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第5号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第5号について、説明のとおり原案に賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第5号については、原案のとおり決定しました。</p> <p>ここで暫時休憩とします。</p> <p>【暫時休憩】（午後3時15分～3時20分）</p>
議長	<p>それでは再開いたします。</p> <p>●報告第1号 会長決裁事項の報告について 農地の転用事実に関する照会の件、事務局より報告を願います。</p>
次長	<p>報告説明（1番）</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>報告第1号については、報告のとおり処理済みでありますので、ご承知願</p>

	ます。
議長	●報告第2号 事務局長専決事項の報告について、 農地法第4条届出書の件、事務局より報告を願います。
次長	報告説明（1番から3番）
議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。
議長	私から確認です。申請番号3番は都市計画道路用地の関係ですか。
事務局	この申請地は都市計画道路の近くの既存の建物と駐車場の転用の件です。
議長	他に質疑ありますか。
	【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 報告第2号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、 ご承知願います。
議長	●報告第3号 事務局長専決事項の報告について、 農地法第5条届出書の件、事務局より報告を願います。
次長	報告説明（1番から4番）
議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。
	【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 報告第3号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、 ご承知願います。

議長	<p>次に、その他として、私が 11 月 15 日に第 1 回農業振興計画策定検討委員会に出席したので報告します。</p> <p>委員は私の他に農業団体の関係者、イオンなど流通関係者、消費関係者等計 15 名で構成されており、当日の議題は、未来の農業シンポジウムなど昨年度の取り組みについてと市民対象アンケートと農家対象アンケートの調査票についてでありました。今後も会議の内容については皆さんに報告していきます。以上です。</p>
議長	<p>以上をもって、本総会における案件の審議は全て終了しました。</p> <p>次に、事務局より連絡事項があります。</p>
事務局	<p>事務連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ○2020 年版農業委員会手帳の配付について ○農業委員等の綱紀粛正について ○農業委員会活動記録簿の回収について ○議案書及び現地調査結果報告書の回収について ○次回の総会について <p>1 月 10 日（金）午後 1 時 30 分から 市役所 別館 2 階 第 1・第 2 会議室 現地調査：12 月 26 日（木） 午後 1 時 15 分集合 担当委員：江野澤委員，浅野委員</p>
議長	<p>以上で令和元年第 12 回総会を閉会します。</p>